

別紙様式第11

随意契約を締結した場合の公表様式

No.	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約による こととした理由	その他必要な事項 (備考)
1	売店空調設備(エアコン) 更新工事	会計課 浜松市浜名区小林 1088-1	令和8年6月1日	日本空調サービス㈱ 静岡支店 浜松市中央区積志町93	¥2,915,000	予定金額が400万円を超えないことから、日本赤十字社会計規則第36条5項の規定に基づき、見積競争による随意契約とすること。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条)	
2	無停電電源装置(医療系、 情報系)更新工事	会計課 浜松市浜名区小林 1088-1	令和8年6月11日	東海ビル管理㈱ 浜松市中央区和田町708-1	¥67,650,000	装置全体ではなく一部更新のためメーカーを変えられないこと及び継続使用する機器との調整が必要であり当院の設備を熟知している現行保守業者以外は対応できないことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
3	過酸化水素低温プラズマ滅 菌装置 1式	会計課 浜松市浜名区小林 1088-1	令和8年6月16日	㈱八神製作所 浜松営業所 浜松市中央区高丘北2-15-6	¥8,019,000	入札しても落札者がなかったため、交渉後予定価格内で随意契約とした(日本赤十字社会計規則施行細則第36条)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡素に記載する。